

水質汚濁防止法における項目追加等の意見募集実施



The Knights

この度、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会は、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」（第 2 次報告案）を取りまとめ、平成 23 年 10 月 28 日まで意見募集を行いました。

報告案の内容は、平成 21 年 11 月 30 日に諮問された、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの 4 項目について、人の健康の保護に関する知見や、公共用水域、地下水での検出状況を踏まえ、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準等の項目追加、又は基準値の変更について、第 1 次報告案として塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの 3 項目について既に報告されていて、今回は 1 次で報告がされなかった 1,4-ジオキサンについて、第 2 次報告案として報告を行っています。

今回の内容としては、

- ・「界面活性剤製造業の用に供する反応施設のうち洗浄機能を有するもの」、「エチレンオキシドの混合施設」、「1,4-ジオキサンの混合施設」を特定施設に追加
- ・排水基準としては、0.5mg/l とすることが適当である
- ・特定地下浸透水に含まれる有害物質の濃度としては、0.005mg/l 以上検出される場合とする
- ・地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準としては、0.05mg/l とする
- ・暫定排水基準としては、

感光性樹脂製造業:200mg/l

エチレンオキシド製造業、エチレングリコール製造業:10mg/l

ポリエチレンテレフタレート製造業:2mg/l

下水道業:25mg/l(一定の条件を満たす業種においてのみ適用)

となります。

同専門委員会では、今回の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見を考慮し、報告案を最終的に取りまとめる予定です。

当社では水質汚濁防止法に係る排水分析において、今回対象となっている1,4-ジオキサンの分析はもちろん、他の項目についても長年の実績と多くの経験がございます。ご質問等ありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 平成 23 年 9 月 20 日付 環境省中央環境審議会排水規制等専門委員会(第 11 回)議事録

平成 23 年 9 月 29 日付 EIC ネット

平成 23 年 9 月 29 日付 環境省報道発表資料

生活環境箇所 清水圭介

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに 8 月末からはゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定も開始しています。

お問い合わせはこちら